

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、委託開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前契約金額（未履行分）（契約金額から当該請求に係る契約金額変更の基準とした日時点の既履行分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後契約金額（未履行分）（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額（未履行分）に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前契約金額（未履行分）の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、契約金額の変更に係る詳細事項は、別紙「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。

3 変動前契約金額（未履行分）及び変動後契約金額（未履行分）は、この条に基づく契約金額変更の基準とした日をもとに賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、この条に基づく請求に係る協議書を発出した日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「委託開始日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 この条に基づく請求に係る協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。